肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱

平成１５年１０月１日付け１５農畜機第２３０号
一部改正　平成１６年４月１日付１６農畜機第２号
一部改正　平成１９年４月２４日付１９農畜機第３９０号
一部改正　平成２０年１２月１日付２０農畜機第３４７１号
一部改正　平成２５年４月１日付２４農畜機第５３４１号
一部改正　平成２６年３月２８日付２５農畜機第５２９８号
一部改正　平成２７年４月１日付２６農畜機第５３２８号
一部改正　令和３年３月３０日付２農畜機第７３４２号
一部改正　令和５年３月３０日付４農畜機第７３１８号
一部改正　令和７年３月２５日付６農畜機第８４６１号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、最近における我が国肉用牛生産をめぐる情勢にかんがみ、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年１２月２１日付け元畜Ａ第３４６３号農林水産省畜産局長通知。以下「局長通知」という。）に基づき、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和６３年法律第９８号。以下「法」という。）に基づく肉用子牛生産者補給金制度（以下「補給金制度」という。）の円滑な実施体制の確保、法第６条第１項の都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「指定協会」という。）及び一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（昭和４７年８月２５日に社団法人肉用牛価格安定基金全国協会という名称で設立された法人をいう。以下「全国協会」という。）が行う生産者補給金の交付事務処理の高度化、補給金制度の適正な実施体制の確保を図るための調査指導、肉用子牛の取引情報及び関連情報の収集及び指定協会の運営体制の強化等を図るための事業に対し補助することとし、もって、肉用子牛生産の安定及び肉用牛経営の安定的発展に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、局長通知に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとし、また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）の定めるところに準じてこれを行うものとする。

第１　事業実施主体

この事業の事業実施主体は、第２の１の（１）のア、（３）及び２の事業にあっては指定協会、第２の１の（１）のイ、（２）及び（４）の事業にあっては全国協会とする。

第２　事業の内容

１　肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

この事業は、指定協会等が実施する補給金制度に係る業務の適正かつ効率的な実施等を図るための次に掲げる事業とする。

（１）制度運営適正化推進

ア　指定協会にあっては、次に掲げる事業を行うものとする。

（ア）法第６条第１項の生産者補給金交付契約を締結した肉用子牛の生産者(以下「契約生産者」という。）の肉用子牛の個体識別及び個体登録、契約生産者が肉用子牛を満６月齢に達した日以降、満１２月齢に達する日までの間に販売（以下「販売」という。）した場合又は満１２月齢に達した日以降においても飼養すること（以下「保留」という。）とする場合における販売又は保留の確認

（イ）契約生産者等に対する指導、補給金制度の趣旨及び内容の周知徹底

（ウ）契約生産者の肉用子牛の個体登録、販売・保留等について、機構が管理する肉用子牛生産者補給金交付業務に関する電算システム（以下「電算システム」という。）により機構に報告

（エ）肉用子牛の取引実態を把握するため、家畜市場で取引された肉用子牛の取引情報及び関連情報を収集し、電算システムにより機構に報告

イ　全国協会は、アの事業を円滑に推進するための会議等の開催、肉用子牛の取引情報及び関連情報の収集・整備等を行うものとする。

（２）電算機器等整備

全国協会は、補給金制度に係る生産者補給金の交付事務処理の高度化、業務の円滑な実施を図るため、電算事務処理システムに係るプログラムの開発・修正、電算機器整備等を行うものとする。

（３）指定協会調査指導

指定協会は、補給金制度の適正な実施体制の確保を図るため、「肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について」（平成元年１２月２１日付け元畜Ａ第３４６２号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）の記の第３の５の（７）の規定に基づき、事務を委託した者が行う委託事務の執行等について調査、指導等を行うものとする。

（４）全国協会調査指導

全国協会は、補給金制度の適正な実施体制の確保を図るため、指定協会等に対して調査、指導等を行うものとする。

２　指定協会運営体制支援事業

この事業は、補給金制度の円滑な実施を図るため、指定協会の運営体

制の強化を行う事業とする。

第３　事業の実施

１　着手について

（１）事業の着手については、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、必要に応じて都道府県の適正な指導を受けた上で（全国協会を除く。）、その理由を明記して別紙様式第１号の肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業の補助金交付決定前着手届を独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

（２）（１）のただし書により交付決定前に着手する場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（３）（１）のただし書により交付決定前に着手する場合、事業実施主体は、補助金の交付が確実である旨の理事長からの文書による通知を受けて届出を行うものとする。

（４）都道府県知事は、（１）のただし書による交付決定前着手のうち、都道府県の指導を要するものについて、その理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするものとする。

（５）事業実施主体の長は、交付決定前着手を実施した場合は、補助金交付申請書に着手年月日等を記載するものとする。

２　事業の委託

（１）指定協会は、施行通知の記の第３の５の（７）の規定に基づき第２の１の（１）のアの事業に係る事務の一部を第三者に委託する場合、あらかじめ肉用子牛生産者補給金制度の事務委託に関する要領（以下「事務委託要領」という。）を定め、当該指定協会の指定をした都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）を経由して理事長に提出し、理事長の承認を受けた上で、委託契約を締結するものとする。これを変更する場合も同様とする。

なお、肉用子牛の個体識別及び個体登録、販売並びに保留の確認に係る事務の委託は、施行通知の記の第３の５の（７）及び局長通知の記の第２の９に規定するところにより行うものとする。

また、指定協会が受託者に支払う委託費については、実績に応じて精算するものとする。

（２）指定協会は、第２の１の（１）のアの（エ）の事業の一部を家畜市場開設者等に委託して行うことができるものとする。この場合、指定協会は、委託契約を締結するものとする。

３　事業の推進等

（１）指定協会は、都道府県の指導の下に、関係団体との連携を図り、事業を実施するものとする。

（２）全国協会及び指定協会は、事業の円滑な推進のため、相互に密接な連携を図るものとする。

４　みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和６年１２月２０日付け６環バ第２７８号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示された「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（民間事業者・自治体等向け）（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）」に基づき、交付申請時に環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックし、また、実績報告時に当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、それぞれこれを機構に提出する等して、環境負荷低減チェックシートに記載された各取組を行うよう努めるものとする。

第４　機構の補助

機構は、予算の範囲内において、事業実施主体が第２の事業を実施するために必要な経費について、定額交付するものとする。

第５　補助金の交付手続等

１　補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、毎年度、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第２号の肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付申請書を、理事長に提出するものとする。

この場合、指定協会は、別紙様式第２号の別紙の事業実施計画書を作成の上、あらかじめ都道府県知事に協議するものとする。また、２の規定により事業の変更承認申請をする場合も同様とする。

２　事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、別紙様式第３号の肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付決定変更承認申請書を理事

長に提出し、その承認を受けるものとする。

ア　事業の中止又は廃止

イ　事業費の３０パーセントを超える増減

ウ　補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

３　補助金の概算払

（１）理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内で補助金の概算払をすることができるものとする。

（２）事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第４号の肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

４　実績報告等

（１）事業実施状況報告

ア　指定協会は第２の１の（１）のアの（エ）の事業の肉用子牛の取引情報等を、家畜市場の開催単位ごとに、市場開催後遅滞なく、理事長に報告するものとする。

イ　指定協会は第２の１の（３）の事業の実施状況を四半期ごとに取りまとめ、当該四半期の翌月の１０日までに、別紙様式第５－１号の指定協会調査指導実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）を全国協会に提出するものとする。

ウ　全国協会は、イにより提出された実施状況報告書を取りまとめるとともに、自らが実施した第２の１の（４）の事業の四半期ごとの実施状況を、当該四半期の翌月の２０日までに、別紙様式第５－２号の全国協会調査指導実施状況報告書を理事長に提出するものとする。

（２）実績報告

事業実施主体は、この事業が完了した日から起算して１か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日までに、別紙様式第６号の肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業実績報告書を理事長に提出するものとする。

５　消費税及び地方消費税の取扱い

（１）事業実施主体は、機構に対して第５の１の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方

消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（２）事業実施主体は、（１）のただし書により申請をした場合において、第５の４の（２）に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（３）事業実施主体は、（１）のただし書により申請をした場合において、第５の４の（２）に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第７号の肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（（２）の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、適正化法第１５条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年６月３０日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第６　提出書類の写しの都道府県知事への提出

指定協会は、この要綱の規定により理事長に提出する書類（第３の２の（１）の事務委託要領及び第５の５の（３）の肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を除く。）については、その写しを都道府県知事に提出するものとする。

第７　事業の適正実施等

１　帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経費については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、事業が完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　電磁的記録による整備保管

前項に基づき整備保管すべき帳簿及び関係証拠書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。

３　事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

４　暴力団等の反社会的勢力の排除

理事長は、事業実施者(この事業の事業実施主体又は委託先その他の関連事業者をいう。)の代表者又は役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、事業実施主体に対して、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずることができるものとする。

第８　その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項を定めることができるものとする。

附　則（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第２３０号）

１　本要綱の制定に伴い、肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱（平成５年６月２８日付け５畜団第５５６号）は廃止する。

２　この要綱の制定前の肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱（平成５年６月２８日付け５畜団第５５６号）による補助及び事務委託等要領については、本要綱による補助及び事務委託等要領とみなす。

附　則（平成１９年４月２４日付け１９農畜機第３９０号）

この要綱は、平成１９年４月２４日から施行するものとする。

附　則（平成２０年１２月１日付け２０農畜機第３４７１号）

この要綱の改正は、平成２０年１２月１日から施行する。

附　則（平成２５年４月１日付け２４農畜機第５３４１号）

１　この要綱の改正は、平成２５年４月１日から施行する。

２　平成２４年度までに終了した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成２６年３月２８日付け２５農畜機第５２９８号）

１　この要綱の改正は、平成２６年４月１日から施行する。

２　平成２５年度に実施した事業については、この要項による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附　則（平成２７年４月１日付け２６農畜機第５３２８号）

１　この要綱の改正は、平成２７年４月１日から施行する。

２　平成２６年度に実施した事業については、この要綱による改正前の規定は、なお効力を有するものとする。ただし、同２６年度に実施した事業に係る第５の５の（３）の肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書の提出に当たっては、この要綱改正後の規定によるものとする。

附　則（令和３年３月３０日付け２農畜機第７３４２号）

この要綱の改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３０日付け４農畜機第７３１８号）

この要綱の改正は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２５日付け６農畜機第８４６１号）

この要綱の改正は、令和７年４月１日から施行する。

別紙様式第１号

令和　年度肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業の
補助金交付決定前着手届

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので、肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱第３の１の（１）の規定に基づき届け出ます。

記

１　補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体等が負担すること。

２　補助金交付決定が受けられなかった場合又は補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額若しくは交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

３　事業に要する経費及び理由

事業名	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由
肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業				

別紙様式第２号

令和　年度肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業
補助金交付申請書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　年度において、肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業を実施したいので、補助金　　円を交付されたく、肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱第５の１の規定に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　事業の目的
（１）肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業
（２）指定協会運営体制支援事業

２　事業の内容
別紙のとおり
注：別紙様式第２号の別紙「令和　年度肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業実施計画書」を添付すること。

３　事業に要する経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	事業費 ①＝②＋③	負担区分	
		機構補助金 ②	その他 ③
１　肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業 ２　指定協会運営体制支援事業			
合　　計			

４　事業実施期間
（１）事業着手年月日
　　令和　年　月　日
（２）事業完了予定年月日
　　令和　年　月　日

５　添付書類
（１）事業実施計画について都道府県知事との協議が調ったことを証する書類（事業実施主体が全国協会の場合は除く。）
（２）調査指導実施要領
（３）調査指導実施計画
（４）直近の収支予算書及び事業計画書
（５）決算書（前年度の事業報告書及び決算書）
（６）定款及び業務方法書
（７）法第７条第２項の業務規程
（８）環境負荷低減チェックシート

注１：添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのＵＲＬを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
　２：記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別紙様式第２号の別紙

令和　年度肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業
実施計画書

１　肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

（１）事業の内容

（単位：円）

事　業　内　容	事業費 ①＝②+③	負担区分 機構補助金 ②	負担区分 その他 ③	積算基礎	備考
１　制度運営適正化推進					
ア　肉用子牛生産者補給金制度推進、執行状況の報告等					
イ　肉用子牛の取引情報及び関連情報の収集等					
ウ　推進会議等の開催、肉用子牛の取引情報及び関連情報の整備等					
２　電算機器等整備					
３　指定協会調査指導					
４　全国協会調査指導					
合　　計					

注１：事業費及び積算基礎については、詳細かつ具体的に記述すること。
２：事務の一部を第三者に委託する場合には、事業費の欄にその委託額を括弧書きで記載するともに、その委託先を備考欄に記載すること。
３：指定協会がリース会社等からリース契約により電算機器等を導入し、指定協会の業務に係る事務を委託する者へ当該電算機器等を転貸する場合は、リース契約及び転貸契約である旨を文書により明確にすること。
４：指定協会調査指導については、委託（委嘱）費、調査指導員の賃金、協力費を記入すること。

（２）生産者補給金交付業務の実施概況

都道府県段階における生産者補給金交付業務の実施概況及び電算事務処理システムの実施概況を図式して詳細に説明すること。

２　指定協会運営体制支援事業

事業の内容

（単位：円）

区　分	事 業 費 ①＝②+③	負担区分		積 算 基 礎
		機構補助金 ②	その他 ③	

別紙様式第３号

令和　年度肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業
補助金交付決定変更承認申請書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　年　月　日付け　農畜機第　号で補助金交付決定通知のあった肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業について、下記のとおり変更したいので承認されたく、肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱第５の２の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の理由

２　変更する事業の内容、事業に要する経費の配分及び負担区分
注：別紙様式第２号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを併記すること。

別紙様式第４号

令和　年度肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業
補助金概算払請求書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業について、下記のとおり金円を概算払により交付されたく、肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱第５の３の（２）の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

１　概算払請求額

区分	交付決定額		事業遂行状況（令和○年○月○日現在）			既概算払受領額	今回概算払請求額	令和○年○月○日まで機構補助金予定出来高	残額	備考
	事業費 ①	機構補助金 ②	事業費 ③	機　構補助金 ④	事業費出来高 ③／①	⑤	⑥	(⑤+⑥)/②	②-⑤-⑥	
１　肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業 ２　指定協会運営体制支援事業	円	円	円	円	%	円	円	%	円	
計										

注：それぞれの事業ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として、月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

２　振込先金融機関名等
○○銀行　○○支店　○○預金　口座番号○○　口座名義○○

別紙様式第５－１号

令和　年度第　四半期　指定協会調査指導実施状況報告書

番　　号
年　　月　　日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会
代表理事会長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　年度第　四半期における調査指導の実施状況について、肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱第５の４の（１）のイの規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　事務委託先における調査指導

調査指導月日	事務委託先名	指導員名	調査事項・調査結果	問題点 (指摘事項)	指導内容

２　契約生産者における調査指導

調査指導月日	契約生産者名	指導員名	調査事項・調査結果	問題点 (指摘事項)	指導内容

注１：契約生産者名については、事務委託先の区分により○○○○ほか何名と記入してもよい。
２：調査事項については、交付契約の内容、手続き等についての項目ごとに記入すること。

３　その他実施した事項

別紙様式第５－２号

令和　年度第　四半期　全国協会調査指導実施状況報告書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　年度第　四半期における当協会の調査指導の実施状況について、肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱第５の４の（１）のウの規定に基づき下記のとおり報告するとともに、指定協会調査指導の実施状況報告書を別添のとおり取りまとめたので併せて報告します。

記

指定協会名	調査事項	調査結果	問 題 点 (指摘事項)	指導の内容

別紙様式第６号

令和　　年度肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業
実績報告書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業について、下記のとおり実施したので、肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱第５の４の（２）の規定に基づき実績を報告します。
なお、併せて、精算額　　円の交付を請求します。

記

１　事業の目的
（１）肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業
（２）指定協会運営体制支援事業

２　事業の内容
別紙「令和　年度肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業実績書」のとおり（別紙様式第２号の別紙に準ずるものとする。）

３　事業に要した経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	事業費 ①＝②＋③	負担区分	
		機構補助金 ②	その他 ③
１　肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業 ２　指定協会運営体制支援事業			
合　　計			

4　事業に係る精算額

（単位：円）

区　　分	交付決定額	確定額 ①	概算払額 ②	精算額 ③＝①－② ②	備考
1　肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業 2　指定協会運営体制支援事業					
合　　計					

5　事業実施期間

令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日

6　振込先金融機関名等

○○銀行　○○支店　○○預金　口座番号○○　口座名義○○

7　添付資料

環境負荷低減チェックシート

別紙様式第７号

令和　年度肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　号
年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長　　殿

所　在　地
団　体　名
代表者氏名

令和　年　月　日付け　農畜機第　　号で補助金交付決定通知のあった肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金について肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱第５の５の規定に基づき、下記のとおり報告します。（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額　　円を返還します。（返還がある場合、記載すること。））

記

１　適正化法第１５条の補助金の額の確定額
（令和　年　月　日付け　農畜機第　　号による補助金の確定通知額）
金　　円

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）
金　　円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

・事業実施主体が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

〔　　〕

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

〔　　〕

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・事業実施主体が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
・委託団体等から補助金の仕入れに係る消費税等相当額の返還がある場合には、この報告の額に含めること。